

給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和七年三月三十一日

徳島県人事委員会委員長 坂 田 千代子

給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則

給料表の適用範囲に関する規則（規則六―一三）の一部を次のように改正する。

第六条中「東部保健福祉局」を「安全衛生課、畜産振興課、東部保健福祉局」に改める。

附 則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。